



# キリスト論



---

## 第7章 神の契約

---

7.1. 神と被造物との隔たりは余りにも大きくて、もし、理性的被造物が、自分たちの創造主である神に相応しい従順をしたとしても、義務遂行の結果として神からの祝福や報いは決して得られず、ただ、神側で自発的に低くなられる方法によって得られます。神はそれを、契約という方式で表わすことを喜ばれました（イザヤ 40:13 - 17、ヨブ 9:32, 33、I サムエル 2:25、詩 113:5, 6, 100:2, 3、ヨブ 22:2, 3, 35:7, 8、ルカ 17:10、使徒 17:24, 25）。

神は、人を召し、その関係を契約関係と決めました。契約は、約束と約束を破った場合に下る罰も含めています。しかし1項は、契約にあつて神の主権を強調しています。契約の主体である神と被造物との隔たりは余りにも大きいことを前提にして、被造物である人間が従順したとしても、それに対する祝福と保証を要求することはできないことを述べています。1項において契約を説明する時、清教徒たちが強調したことがあります。つまり、神が自発的に低くなられて (condescension)、被造物である人間に來られて契約を結んでくださったことだと説明しました。清教徒の中で契約を扱ったジョン・ボール (John Ball) は、契約においての神は、ご自身をご自分の被造物に拘束させることを喜ばれたのだと述べました。つまり、創造主である神が、ご自身を低くさせて被造物である人間に來られたという、神の主権的恵みを強調したのです。またジェームズ・

アッシャーは、契約の核心として神は私たちの神となられ、私たちはその民となることを強調しました（エレミヤ 31:33）。

**7.2. 人間と結ばれた最初の契約は、行い契約でした（ガラテヤ 3:12）。**  
この契約によって、アダムとその子孫とに命が約束されたのですが（ロマ 10:5, 5:12 - 20）、契約の条件は完全で、個別的な従順でした（創 2:17、ガラテヤ 3:10）。

神が人間と最初に結ばれた契約を、行い契約と言います。行い契約という用語は、ウェストミンスター総会以前の清教徒神学者であったトーマス・カートライトとジェームズ・アッシャーが使用したことでした。行い契約は、神がアダムに個人的な従順を条件として命を約束なされたのですが、アダムの受容に根拠して結ばれたのではなく、神の主権的恵みによって成されたことです。このようになされた理由は、アダムに従順できる能力はすでに与えられ、アダムは喜びながら、そして自由に従順するようになされたのです。さらに行い契約は、信仰を要求なされたのではなく、義となるためのことでもなかったのです。ただ個人の完全な従順を要求なされたのです。

2項にある行い契約は、アダムだけでなく、その子孫と結ばれたことだと言及していますが、行い契約はアダム自身のためだけでなく、その自然的子孫のためのものです。それゆえアダムは、自分と子孫のために契約の条件を充足させるべきであったこと、神が要求なされた従順を実践に移さなければならない十分な動機になります。ウェストミンスター総会員たちがこの部分を明確にする理由は、ペラギウス主義者とソツツィ - 二主義者とアルミニウス主義者を反駁するためでした。なぜなら、ウェストミンスター総会当時、アルミニウス主義者は、アダムが人類の代表者である命題を受け入れなかったからです。2項での行い契約に対する叙述の主眼点は、行い契約と恵み契約とをはっきり区別させてアルミニウス主義を論駁することです。

**7.3.** 人間は墮落によって、行い契約によっては命を得られなくなってしまったので、主は第二の契約（ガラテヤ 3:21、ロマ 8:3, 3:20, 21、創 3:15、イザヤ 42:6）を結ぶことを良しとされました。この契約は一般的に、恵み契約と呼ばれます。この恵み契約によって、神は罪人に、キリストによる命と救いを値なしに提供し、救われるためにキリストを信じることを要求し（マルコ 16:15, 16、ヨハネ 3:16、ロマ 10:6, 9、ガラテヤ 3:11）、命に至るように定められたすべての者たちにその聖霊を与え、彼らが喜んで、キリストを信じるができるようにすると約束なさいました（エゼキエル 36:26, 27、ヨハネ 6:44, 45）。

2 項から 3 項に移りながら、行い契約と恵み契約との関係を説明しています。アダムが墮落したことを先に言及し、墮落によって行い契約では命が得られないことを明確にしています。アダムが行い契約を破った以降は、どのだれであっても律法の行いによっては、義と認められないことを叙述しています（ガラテヤ 3:21）。従ってアダムの墮落以降、新生していない状態にいる者は、行い契約の下にいます。この状態では自分の行い、あるいは、律法を守って義とされようとし、ます。ですから、キリスト教以外のすべての宗教は、自分の行いを通して救われようとする、その理由を確認することができます。

清教徒たちは、この部分の場合を、ローマ書 8 章 15 節を用いて「奴隷の霊 (Bondage of the Spirit) 教理を引き出しました。<sup>89</sup>

---

89 代表的な神学者としてジョン・オーウェンを挙げるすることができます。清教徒たちは、奴隷の霊の教理にしたがって、人間を原罪以前の状態、原罪以降の状態、そして奴隷の霊の状態、回心以降の状態として区分したりもしました。ジョナサン・エドワーズ時代には「奴隷の霊」の教理が、教会において一般的に使用されました。

聖霊さまが律法を用いて、罪人は到底、律法を守ることができない、むしろ罪と不義の中にいることを悟るようにさせて、律法を守って救われようとする試みを放棄し、ただ主の恵みによって救われたいと望む状態にさせるのが、奴隷の霊と説明しました。そして、聖霊さまは、罪人が義人となれる方法は、ただキリストを信じること以外にないことを悟らせて、キリストに行くようにさせると語りました（ガラテヤ2:16）。

従って2項は、墮落以降、行い契約によってはどの人生も命を得ることはできないから、神は第二の契約を結ぶことを喜ばれたのですが、それが恵み契約だと説明しています。恵み契約は、神がご自分の独り子を与えることを約束なさったことです。新約聖書においてキリストは、ご自身が新しい契約であると、はっきり告げました。恵み契約には聖霊も約束されました。聖霊さまが私たちに、十字架にかかれたキリストと、復活なさったキリストを私たちが喜んで信じるようになさいます。恵み契約を通して父、子、聖霊さまが私たちと関係を持たれます。神さまは、恵み契約によって罪人たちに、キリストを通して命と救いを値なしに提供するので、キリストへの信仰を要求し、彼らが救われるようにされたことを語ります。そして、命を得るように定められたすべての者たちに、ご自分の聖霊を与えることを約束し、喜んで信じるようになさったことも説明します。

3項の前の部分では、アダムの墮落によって行い契約では命を得られなくなったことを強調していますが、アルミニウス主義の誤りを明確にしようとする目的があります。アルミニウス主義者は、神の命令なさったことを守れると言います。しかし、アダムの墮落以降は、アダムとアダムの子孫は命令なさったことを行うことができません。なぜなら、墮落によってその能力を失ってしまったからです。それゆえ、行い契約によっては命を得ることができず、ただ罪を

悟るだけです。そのため、アダムの墮落の直後、すぐに神は第二の契約である恵み契約を結ばれたこと、それはキリストを約束なさったことなので、それによって神と和解ができ、救いを得られるということでした。そしてこの恵み契約はキリストを信じることが条件ですが、キリストを信じられるように救いの恵みに定められた者には、聖霊の有効な御業があることも言及しました。

恵み契約では、信仰を条件として語り、その信仰が聖霊の有効な御業によって発生することと語るのには、真の信仰と偽り信仰とを区別させるため、真の信仰の可視性のためです。一方、聖霊の有効な御業を排除し、信仰を、救われる条件として見るアルミニウス主義者を論駁するための説明です。また、選び教理に反対するアルミニウス主義を排撃するための説明です。従って 3 項では、真の信仰は、恵み契約から出て来ることを意味していますが、それは、ウェストミンスター信仰告白書 14 章 2 項において、救いの恵みが、恵み契約のおかげで与えられることだと、語っているのと同じです。

**7.4. この恵み契約は、聖書で「遺言」という名で頻繁に言及されます。遺言者であるキリストの死と永遠の相続と、そこに属しているすべてのものとも関連されます(ヘブル 9:15-17, 7:22、ルカ 22:20、1 コリント 11:25)。**

恵み契約の手段は、キリストのみだと語ります。それは、アダムの墮落直後に恵み契約の中で約束されたことです。4 項では、キリストの死の効力を語っています。これは恵み契約の根拠です。ウィリアム・パーキンスとジョン・ポールは、総会以前に、恵み契約を遺言だと言及しました。

7.5. この契約は、律法の時代と福音時代には、各々異なって執行されました（Ⅱコリント 3:6-9）。律法の下での契約は、約束、預言、犠牲、割礼、過越の小羊、そしてユダヤ民族に伝えられた模型と儀式によって執行されましたが、それらすべては、将来、来られるキリストを予表していました（ヘブル 8-10 章、ロマ 4:11, 12、コロサイ 2:11, 12、Ⅰコリント 5:7）。これらはその当時、聖霊の御業を通して約束されたメシヤ（Ⅰコリント 10:1-4、ヘブル 11:13、ヨハネ 8:56）を信じる信仰によって、選ばれた者たちを教訓させ、立てるのに十分で効果的でした。彼らは約束されたメシヤを通して、完全な罪の赦しと永遠の救いを得られましたが、それを「旧約」と呼びます（ガラテヤ 3:7-9, 14）。

5 項は、恵み契約が律法時代と福音時代とにおいて他の方式で執行されたことを説明しました。律法時代に約束、預言、犠牲、割礼、過越の小羊を始めとし、ユダヤ人たちに与えられた儀式と模型などによって、恵み契約が執行されました。それらすべては、将来、来られるキリストを予表することだと述べます。約束、預言と捧げ物がキリストを示すことであり、キリストによる贖いの概念が秘められているのです。従って神は、キリストにあって彼らをご自分の民として受け入れ、彼らの反逆を赦すことを喜ばれたということです。それゆえ、このような儀式と模型を通してキリストを悟るだけでなく、キリストに対する信仰を持つことができたと言及しました。さらにこれらのものは、当時、聖霊の御業によって選ばれた者たちに、約束されたメシヤを信じる信仰を建て上げ、教えるのに十分で効果的であったと言及しました。そして、約束されたキリストによって完全な罪の赦しと永遠の救いを受けられたのですが、それを旧約と呼ぶのです。

聖霊の御業は、旧約においても選ばれた民に起こされて、それは、信仰を持つのに十分であったと叙述されています。それは、恵み契約が旧約と新約にお

いて執行方式は外形的には異なりますが、内容は同じであったことを明確にしているのです。ここで律法は、恵み契約にあつて提示されたとなつていますが、律法時代と福音時代両方とも適用されることです。また、ウェストミンスター信仰告白書 8 章 4 項においても、キリストが律法の下でお生まれになり、律法を成し遂げたことを語っています。そして、ウェストミンスター信仰告白書 19 章 1 項から 7 項までは、律法に対する説明ですが、特に 2 項は、律法が墮落した後にも続けて義の規則として残っていて、神はそれをシナイ山で十戒という形体で、二つの石の板に書かれ伝達なさったことに言及しました。このような説明は、ウェストミンスター総会当時に流行していた道德律廃棄論主義を論駁するためでした。ウェストミンスター総会に参加していた神学者たちは、恵み時代にはそれ以上律法が必要ないと教える道德律廃棄論主義に対して、律法が恵み契約だということを説明する必要がありました。

**7.6.** キリストの実体（コロサイ 2:17）が現わされた福音時代では、この契約が実質される規定として、御言葉の宣布、洗礼、主の聖餐です（マタイ 28:19, 20、I コリント 11:23 - 25）。この規定は、たとい数が少なくなり、より単純に施行され、外的に見栄え少なく執行されているが、すべての民族（マタイ 28:19、エペソ 2:15 - 19）、すなわち、ユダヤ人と異邦人たちに、更に十分で、確実に、霊的な効果を及ぼしています（ヘブル 12:22 - 27、エレミヤ 31:33, 34）。これを「新約」と呼びます（ルカ 22:20）。従つて実体が、異なる二つの恵み契約があるのではなく、多様な世代のもとで、一つの同一の契約があるだけです（ガラテヤ 3:14, 16、使徒 15:11、ロマ 3:21 - 23, 30、詩 32:1、ロマ 4:3, 6, 16, 17, 23, 24、ヘブル 13:8）。

6 項において、福音時代にキリストが実際的に来られ、洗礼と聖餐が契約を執行する儀式となれたことを述べています。それは、外的に単純で旧約より栄光



が見劣りしているように見えますが、ユダヤ人と異邦人を含めたすべての民族に及ぶ霊的効力は一層充満で明確なものだと語っています。6項において、福音の時代に恵み契約と洗礼と聖餐を連結させたのはパーキンスの「黄金の鎖 (Golden Chaine)」でも同じパターンです。パーキンスは恵み契約と礼典との関係について語りました。礼典は恵み契約の本質であるイエス・キリストを理解させることだと述べました。恵み契約が、福音時代にユダヤ人と異邦人を含めたすべての民族に及ぶのと、霊的効力が一層充満で明確だということに言及することで、旧約よりさらに優れた効力を及ぼすことを語りました。勿論これは、聖霊がより豊かに御業を行われることを意味しています。従って、この項目からして、今日の世代主義が誤りだというのを確認することができます。世代主義者たちは、世代ごとに恵みの方法が異なると主張します。